

改正法の一部施行(親族優先提供に係る部分)に関する周知状況

第2回作業班で御議論いただいた内容に沿った形で、以下のとおり、周知活動を実施したところ。

改正法全般に関する周知

- ・ポスター掲示(官公庁・医療施設等)
- ・厚生労働省及び日本臓器移植ネットワークホームページへの掲載
- ・定期刊行物:厚生労働(12月号)等

親族優先提供に関する周知

1. 一般の方に対する周知
 - ・厚生労働省及び日本臓器移植ネットワークホームページへの掲載
 - ・厚生労働省動画チャンネル(You Tube)
 - ・ジャクラビジョン(自動車教習所設置)
 - ・意思表示カード設置箱用ポップ
 - ・定期刊行物:厚生労働2月号(予定)
 - ・政府公報(政府公報オンライン、テレビ番組(予定))等
2. システム登録者へのお知らせ
 - ・メールアドレス登録者に対するメール
 - ・登録者への手紙
3. レシピエント登録者(ご家族)へのお知らせ
 1. の普及啓発に加えて、ご家族用パンフレットを送付
4. 医療従事者への周知
 1. の普及啓発に加えて、関係学会のホームページを通じた周知
5. その他
 - ・都道府県担当者・都道府県コーディネーター会議の開催

厚生労働省ホームページ

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ひと、くらし、みらいのために

文字サイズの変更 小 | 中 | 大

◆ 点字ファイルダウンロード ◆
 ◆ 音声読み上げ/文字拡大 ◆
 ◆ 画面配色切り替え ◆

国民の皆様の声募集

◆ 最新情報 ◆
 ◆ 厚生労働省動画チャンネル「F@stlab」(最新動画) ◆
 ◆ 「新型インフルエンザ情報」(輸入ワクチンの特例承認と健康な成人への接種開始について) ◆
 ◆ 「若年性認知症」ICM ◆
 ◆ 「臓器移植法改正のお知らせ」 ◆

◆ 新型インフルエンザに関する情報 ◆
 ◆ 新型インフルエンザに関する情報 ◆
 ◆ Influenza A (H1N1) Info →(English) ◆

◆ 緊急情報 ◆
 ◆ 医薬食品局血液対策課 ◆
 ◆ B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ(血液因子製剤納入先医療機関名等の公表について) (2010年1月15日更新) ◆
 ◆ 医薬食品局血液対策課 ◆
 ◆ C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ(フィリピン製剤納入先医療機関名の再公表について) (2010年1月15日更新) ◆
 ◆ 医薬食品局血液対策課 ◆
 ◆ フィリピン製剤納入先医療機関の追加調査について (2010年1月15日掲載) ◆
 ◆ 医薬食品局血液対策課 ◆
 ◆ 血液因子製剤の納入先医療機関の調査について (2010年1月15日掲載) ◆

◆ 重要なお知らせ ◆
 ◆ 緊急雇用対策 支援推進ガイド ◆
 ◆ 無料で職業訓練 生活費も支給 (就職支援) ◆
 ◆ 仕事、住まい、生活 にお困りの方へ ◆
 ◆ 年金記録問題 について ◆

◆ フォトレポート ◆
 ◆ 2010年1月14日、15日 厚生労働省内部閣議 全国厚生労働関係部局長会議が開催されました。(会議冒頭で挨拶する長官厚生労働大臣) ◆

◆ 政策レポート ◆
 ◆ 今週の政策レポート ◆
 ◆ 臓器移植法の改正について ◆

◆ トピックス ◆
 ◆ 独立行政法人役員の公募(1月22日～2月 ◆

(社)日本臓器移植ネットワークHP

臓器提供の促進しを行う日本で唯一の組織 — (社)日本臓器移植ネットワーク

JOT Japan Organ Transplant Network Homepage (社)日本臓器移植ネットワーク

文字サイズ 大 | 中 | 小 | サイト内検索

日本臓器移植ネットワークは 臓器移植について 臓器提供について コミュニティ 移植に関するデータ

臓器移植法の一部が改正されます
 詳細はこちらから

臓器提供意思登録
 モバイルサイトからも意思登録ができます。
<http://www.jotnw.or.jp/m>

登録はこちらから 臓器移植 Q&A

お知らせ
 2010年01月19日 (社)日本臓器移植ネットワークが臨時職員(広報・普及啓発部)を募集します! ~>>切りました<<->>>
 2010年01月18日 臓器優先提供の意思登録が始まりました。>>>

2009年の状況 12月末日現在
 移植希望登録者数 …… 12620人
 脳死下で提供された方 …… 7人
 心臓停止後 …… 98人

親族優先提供に関する情報の掲載

臓器移植法の一部が改正されます

臓器の移植に関する法律の一部が改正され、

1.平成22年1月17日からは、

臓器を提供する意思表示に併せて、親族が臓器を優先的に提供する意思を画面により表示できます。

2.平成22年7月17日からは、

ご本人の臓器提供の意思が不明な場合も、ご家族の承諾があれば臓器提供できるようになります。これにより、15歳未満の方からの脳死下での臓器提供も可能となります。

臓器提供の意思は、インターネットで意思登録をするか意思表示カード・シール、健康(郵送)の意思表示欄などで示すことができます。これまでの意思表示カードなどは、今後も有効です。

平成22年1月17日から改正臓器移植法の一部が施行されます。

詳細は下記内容をクリックしてご覧ください。告知用資料は、ダウンロードしてご使用ください。

○ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（官報）

○ 省令

○ ガイドライン

■「親族優先提供に関する重要なお知らせ」

親族優先提供についての詳細は、こちらをご覧ください。
また、プリントアウトして配布にご利用ください。



PDFデータでの閲覧はこちら

■法改正告知用リーフレット

ポスターのA4サイズ版です。簡単な告知にご利用ください。



PDFデータでの閲覧はこちら

■「親族優先提供に関する告知用タックシール」

パンフレットや既存ポスターなどに貼ってご利用ください。



PDFデータでの閲覧はこちら

【A4 6枚サイズ】



PDFデータでの閲覧はこちら

【A4 12枚サイズ】

親族優先提供に関する重要なお知らせ

【重要なお知らせ】改正臓器移植法の一部が施行されます
～平成22年1月17日より、親族への優先提供が始まります～

改正臓器移植法の一部施行に伴い、平成22年1月17日より、臓器を提供する意思表示に併せて、親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができます。

【親族への優先提供が行われる場合】

- ① ご本人（15歳以上の方）が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思表示を書面により表示している
- ② 親族（配偶者※1、子ども※2、父母※2）が移植希望登録をしている
- ③ 医学的な条件（適合条件）を満たしている

※1 婚姻を申し出ている方、いわゆる事実婚の方は含みません。
※2 実の親子のほか、特別養子縁組による親子及び養父母を含みます。

【親族への優先提供の意思を表示する方法】

- ① (社)日本臓器移植ネットワークのホームページから意思を登録する
臓器提供意思登録サイトから、意思を登録することができます。
ホームページ <http://www.jotm.or.jp> モバイルサイト <http://www.jotm.or.jp/m>
- ② 臓器提供意思表示カード・シールなどの意思表示欄に記載する
書面に「親族優先」と記載することができます。
(優先提供する親族の名前を記載した場合の取扱いは、留意事項②をご覧ください)

【留意事項】

- ① 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
- ② 優先提供する親族の方を指定（名前を記載）した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
- ③ 「〇〇さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
- ④ 臓器提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

親族優先提供についてのQ&A

Q	A
1 親族優先提供の対象となる「親族」の範囲は、具体的に誰ですか？	配偶者、子ども及び父母を含みます。 当いゆる事実婚の配偶者や、特別養子縁組以外の縁組による親子及び養父母は含まれません。
2 親族優先提供の意思はどのように表示すればいいですか？	(社)日本臓器移植ネットワークのホームページやモバイルサイトから、意思を登録することができます。 ホームページ http://www.jotm.or.jp モバイルサイト http://www.jotm.or.jp/m 臓器提供意思表示カード・シールや、健康保険証の意思表示欄の書面に「親族優先」と記入することもできます。
3 親族のうち子どもだけを指定したり、子ども一人～三歳未満などのように優先順位をつけることはできますか？	特定の親族を指定したり、親族に順位をつけることはできません。 子ども一人～三歳未満～3歳未満などのように優先順位をつけることはできません。
4 親族だけに提供することはできますか？	「親族だけに提供し、その他の方には提供しない」といった、優先順位を指定する意思表示はできません。 そのような意思が表示されていた場合は、臓器提供そのものができなくなります。
5 親族優先提供の意思表示したら、必ず親族に提供できますか？	移植希望の登録をしている親族がない場合や、移植希望登録されている親族の方が医学的な条件を満たさない場合は、親族以外の方に移植が行われます。 また、親族へ臓器を提供することを目的とした自殺を防ぐため、親族への優先提供の意思を表示していた方が自殺をした場合には、親族への優先提供は行われません。
6 親族に移植希望者がいない場合、その移植臓器はどうやって決まりますか？	優先的に移植を受ける候補となる親族の方が優先している場合は、医学的な緊急度などの基準によって移植臓器が決まります。

厚生労働省
社団法人日本臓器移植ネットワーク

意思登録窓口 ホームページ <http://www.jotm.or.jp> モバイルサイト <http://www.jotm.or.jp/m>
お問い合わせ 社団法人日本臓器移植ネットワーク
0120-78-1069 関東から1203-2502-2071



改正臓器移植法について多くの方にとっていただくために、
リンクバナーにご協力ください。リンクの階層下のバナーをダウンロードしてご使用下さい。



←バナー

■親族優先提供の意思表示は、こちらから
◎ 親族優先の意思を登録する

■告知用素材のダウンロードは、こちらから

■法改正告知絵巻は、こちらからご覧いただけます。



TOPへ戻る